

# 令和7年第3回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月7日  
午前10時00分開議  
於 議場

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第5 議案第27号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 飯田健二  | 2番  | 西尾正剛 |
| 3番  | 木下厚   | 4番  | 吉川義雄 |
| 5番  | 長尾憲二郎 | 6番  | 松田達之 |
| 7番  | 清田一敏  | 8番  | 三浦賢治 |
| 9番  | 上田健一  | 10番 | 片山裕治 |
| 11番 | 上田俊孝  | 12番 | 米村洋  |

## 3. 欠席議員はなし

## 4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 畑野光昭 書記 三好裕子

## 5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	坂本哲也
企画財政課長	國岡信吾	税務課長	荒平健二
町民課長	西村憲志	福祉課長	尾崎徹
農業振興課長	陳野国司	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	柿本宏樹	学校教育課長	増住豪二
生涯学習課長	谷岡賢一	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） ただいまから、令和7年第3回氷川町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、西尾正剛君及び3番、木下厚君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

#### 日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

#### 日程第5 議案第27号 令和7年度氷川町一般会計補正予算第1号について

○議長（米村 洋君） 日程第3、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第5、議案第27号、令和7年度氷川町一般会計補正予算第1号についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節の一つ、立夏を過ぎまして、新緑が目にもまぶしい季節を迎えておりますけれども、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

ただいま、新任課長のご挨拶もさせていただきました。

4月1日付で、40名近くの職員の異動を行ったところであります。

それぞれ新しい部署で、新しい気持ちでしっかり頑張ってくれるものというふうに思っております。私たちの仕事は町民の皆さん方の幸せを求める、町の発展を求める仕事でありまして、これからもしっかりと、その役割を果たしていきたいというふうに思っているところであります。

本日は、令和7年第3回氷川町議会臨時会を招集いたしましたところ、皆さま方には、大変お忙しい中にお繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会へ提案いたしておりますのは、承認2件、補正予算1件であります。

承認第1号は、専決処分した氷川町税条例の一部を改正する条例について報告をし、承認を求めるものであります。

承認第2号は、専決処分した氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告をし、承認を求めるものであります。

議案第27号は、令和7年度氷川町一般会計補正予算第1号でありまして、歳入歳出それぞれ399万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を79億6,565万7,000円とするものであります。

歳入の予算といたしまして、繰越金399万2,000円、歳出の内容は、町税共同機構負担金、熊本県市町村総合事務組合負担金及び大王山古墳2号墳に関わる訴訟弁護委託料であります。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なるご決定を頂きますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（米村 洋君） これから、承認第1号の詳細説明を求めます。

税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認につきまして、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件、氷川町税条例の一部を改正する条例につきまして、同上、第3項の規定により、別紙のとおりご報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第1号、氷川町税条例の一部を改正する条例の専決処分になります。

主な改正内容を説明いたします。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応及び、身体障害者等に対する軽自動車税の減免制度の拡充等及び、熊本地震に係る固定資産税の特別措置の廃止などが改正をされております。

内容を説明いたします。

物価上昇局面における税負担の調整及び就学調整への対応では、主に3点が改正されております。

給与所得控除の見直しとして、給与所得控除の最低保障額を現行55万円から65万円に引き上げられております。

また、大学生年代の子らに関する特別控除が創設をされております。

特定扶養控除に対して、控除対象となる大学生世代の子などの所得要件を拡充するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親などが受けられる控除の額が、段階的に低減する仕組みが導入されております。

次に、扶養親族等に係る所得要件の引き上げとしまして、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得控除にかかる要件につきまして、現行48万円から58万円に引き上げられます。

これらは、令和7年分所得にかかる令和8年度分の個人住民税から適用されます。

次に、身体障害者等に対する軽自動車税の減免制度の拡充が行われております。

身障害者本人の運転と家族の運転での障害の範囲が同じになり、使用目的も日常が追加をされました。

また、2輪の車両区分が、見直しをされております。

今後、排気ガス規制の適用が困難になることから、現在の50ccバイク生産販売が困難になるために、原付バイクが総排気量120cc以下で、最高出力4キロワット以下に制御した新基準原付バイクが導入されます。

このバイクの軽自動車税種別割の税率を2,000円、現行の50ccと同額というふうに設定をされております。

次に、熊本地震に係る固定資産税の特別措置が法律の改正に合わせて規定が削除されたために、廃止となっております。

次に、加熱式たばこにつきまして、課税方式の見直しが行われました。

激変緩和の観点から、令和8年4月1日と10月1日の2段階で実施をされることとなります。

また、公示送達につきまして、掲示板に掲示して行うから掲示板に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることが出来る状態に置く措置をとることによってするに改正をされております。

なお、税条例の改正内容は、令和7年4月1日から施行する必要があり、地方税法の一部を改正する法律が3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されました。

町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日付け専決処分をしたものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 承認第2号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めます。

1ページをご覧ください。

専決第2号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

2ページをご覧ください。

改正内容につきましては、令和7年3月31日付で、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び国民健康保険税の軽減判定基準額が、改正となったため、条例の一部を改正するものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項で、保険税の基礎課税額の賦課限度額を65万円から66万円に改め、第3項で、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を24万円から26万円に改めております。

4ページをご覧ください。

第22条第1項第2号で、保険税の5割軽減判定において、被保険者数に乗すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に改め、第3号で、2割軽減判定において、被保険者数に乗すべき金額を54万5,000円から56万円に改め、それぞれ軽減の対象者の範囲を広くするものです。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、4月1日の施行で、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、議案第27号の詳細説明を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第27号、令和7年度氷川町一般会計補正予算第1号について説明いたします。

令和7年度氷川町一般会計補正予算第1号を別紙のとおり定めるため、地方自治法

第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ399万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,565万7,000円とするものです。

歳出について説明いたします。

7ページをご覧ください。

10款、総務費、10項、徴税費、5項、税務総務費、18節、負担金補助及び交付金、地方税共同機構負担金20万5,000円は、地方税の電子納付収納手数料に係る負担金として、当初予算に計上漏れのため計上するものです。

40款、消防費、5項、消防費、10目、非常備消防費、18節、負担金補助及び交付金、熊本県市町村総合事務組合消防等負担金、298万7,000円は、当初予算の消防団員数に計上誤りがあり、予算が不足するため計上するものです。

45款、教育費、20項、社会教育費、5項、社会教育総務費、12節、委託料、大王山古墳第2号墳に係る損害賠償請求事件弁護委託料80万円は、町が提訴された本件につきまして、弁護士へ依頼し、適切に対応するため計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをご覧ください。

90款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、前年度繰越金399万2,000円は、今回歳出予算計上した事業に係る財源とするものです。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

承認第1号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 国保税の賦課限度額の引上げになるわけですが、去年も質疑を行ったかと思いますが、今回、限度額が引上げられるわけですが、1人当たりの保険税、どうなったか、もし計算されていけば、ちょっと教えてください。

ちなみに、2023年度、1人当たり、氷川町は12万1,631円、2024年度が13万1,063円でした。25年度はどのようになりますか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 申し訳ません。

今回1人当たりの保険税は計算しておりませんので、計算次第、また、お知らせをしたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番(吉川義雄君) ぜひ、4人家族で収入400万、4人家族モデル事業としてあります。

これもよく新聞等で報道されるわけですが、それもぜひ、後で結構です、教えていただきたいと思います。

2024年度全国的にも、保険税、かなりのところで引き上がったわけです。

今年も多分上がるだろうということを想像するわけですが、合併して、この間、後期高齢者等の保険も始まった関係で、比較はなかなか難しいと思うんですが、合併前は、竜北は7万8,491円、宮原6万5,030円でした。

物価も上がりいろんなものが上がっていく中で、先ほど言いました、約倍にこの間なってきたんですね。

ここは本当に、入ってる方たちが、所得の少ない人とか高齢者とか、そういう人たちが多いわけです。

そういう点ではこの引上げというのは、国が決めた方針に基づいてやられるわけですが、その点について、どうしても上げないといけないのかどうかだけ、町長ちょっとよければ、一言。

○議長(米村 洋君) 町長、藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 国保税の尋ねがございました。

今、国保の保険者は熊本県であります。

熊本県の考え方をお聞きしたほうがいいのかなと思っておりますけども、ただその中で、町民の皆さん方に負担が多くのかからないように考えていくのは、私たちの責務であろうというふうには思っております。

その時にどういったことができるのかというのは、どうしても限られておまして、その分を違う部分で、いわゆる子育て支援なり、そういった形でやっていくという方法しか逆はないのかなという思いがございまして、その辺りは、これからもしっかり横目で見ながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(米村 洋君) 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、議案第27号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番(西尾正剛君) 質疑とお願いしたいと思いますが、まず質疑の件ですが、この80万の予算のところで弁護士費用が80万予算措置されておりますが、1時間前の全員協議会で、この訴状を初めて読みました。

この請求の原因のところ、1番肝腎なところを、この4項目めのところなんですけれども、令和4年9月6日の被告、町教育長は原告らに宛ててお詫びをした、まずこの1点を確認させていただきたいと思うんですが、事実ですか。

○議長（米村 洋君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 地権者に対して、文書は、この指定の範囲を誤って、最初届けておりましたものですから、その訂正をさせていただいたところでありませぬ。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今回は、この訴状を見ると、加藤修という弁護士みたいです。

護念寺とは、私が在職している時からの関わりがありまして、もう24年前から関わりがあります。

特に問題になったのは、令和2年の、この4番目に記載がある、令和2年の指定文化財範囲確認等請求事件です。

これは、令和3年4月28日の判決で、翌月の5月6日に全員協議会が行われました。

この時、当時の弁護士さん、町側の弁護士なんですけど、担当課長から、この説明もあって記録を取ってるんですけど、弁護士は、この判決は納得できないと言っている。十分勝てるから控訴すべしという説明で、61万5,000円予算措置がされました。

私もこの裁判の成り行きを見ようと、熊本地方裁判所に2回足を運びました。ですが、残念ながら裁判の結果というのは、町側の思惑どおりにはなりませんでした。

更に言えば、この時全員協議会の中でちょっと話をしたんですけども、やっぱ裁判というのは国民の権利ですから、提訴はもちろん自由にできるんですけど、受ける側も提訴する弁護士の費用がかかりますよね。負けても、弁護士の費用は、これはもう町民の税金なわけですから、負けた場合は、当時の話をしてるわけなんですけど、そういった時も、満額この61万5,000万円払うんですかという話をいたしました。

そうすると、そういった質問をしたことから当時の担当課長は、弁護士さんと相談をして、この金額を減額して支払ったというような経緯も聞いております。

結局、私が話をしたいのは、この弁護士さんがこういった専門っていうか、精通した弁護士さんに今回もお願いしたいということなんですよね。

相手方がこの弁護士さんなんですけど、前は、ちょっと有名な人ですね、もうマスコミとかに出ている、原告の弁護士は松村尚美さんという弁護士さんです。

この人は、八代・関西のほうも弁護されているようなことで、ニュースも出てたんですけども、要は、ポイントは、弁護士さんの力というのが大きいと思うんですよ。

これは、平成24年12月18日に、護念寺さんが熊日新聞を訴えましたですね、その時の新聞記事が12月18日ですが、私が聞いた範囲で申し訳ないんですけど、熊日新聞は、この1審の時には、弁護士を立てたらなかったんですよ。そしたら、1審では熊日新聞が負けました。これ、聞いた話ですから、熊日新聞に確認しているわけではありませんが、敗訴しました。

ところが、熊日新聞は、今度はちゃんと弁護士さんを立てて、福岡のほうでは勝訴した、そういった経緯もあります。

ですから、これは、直近でいけば令和5年1月の22、26日の臨時議会で、護念寺からの行政不服審査法に基づく審査請求これがあって、この時は、弁護士さんの費用は33万円予算を措置しております。

これは、直前に取下げられたんですけども、結果としてはですね、ですから、この前回の61万5,000円、残念ながら思惑どおりにならなかった裁判もそうなんですけど、オールマイティの弁護士さんじゃなくて、やはり精通された弁護士さんに依

頼されたほうが良いと思うんですよね。

今回は80万という金額なんですけど、まだ、弁護士さんとのまた議会議決を経てませんから、弁護士さんとの委託契約を結んでないと思いますけども、そういった、もう道筋ってというか、弁護士さんに打診されていますか、どうですか。教育長お願いします。

○議長（米村 洋君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） この訴状が届きましてから1回、ご相談は差し上げているところであります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） そうすると、もうこういった行政訴訟に関して、詳しい弁護士さんをお願いされている方向で、今行っているということですかね。

○議長（米村 洋君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 私どもとしては、そのような認識の上で、今進めているところであります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 最後をお願いします。

これ、私が記録を取っている段階では、この大王山古墳群の第2号墳における経緯というのが、平成12年の11月28日からスタートしていますね。

ですから、もうかれこれこういった24年も経っている案件で、まだ終っとらんだんかいとかという思いが強かったんですが、これはもう熊日新聞と町に対する訴状が届いているわけですから、熊日さんは熊日さんで、前は勝ったけども、そういったことを根拠にして、またこの損害賠償に対する弁護士さんを立てられてやるんでしょうけれども、今回この4項目めの、この福岡高裁の結果を踏まえて、損害賠償打たれた時に、これが、町としては納得してないわけなんですよね。思惑どおりにいかなかったただけであって、納得してないわけなんですよね。

ですから、これ、教育長がお詫びをしたというのが、ちょっと本当だろうか、私もこれ読んで思ったんですけども、今そういったお話ですから、これをまた覆すことが必要なんですよね、令和3年の11月4日の部分というのを弁護士の先生に頑張ってもらって、町が勝てるようなことで、一生懸命やってほしいと思って、これも意見として、要望としてお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣。

○町長（藤本一臣君） 今議員おっしゃいましたとおりでありまして、前回の裁判、非常に不満足な結果でありました。

いわゆる古墳というそのものの範囲指定を、ただ単なる、あの石室の分だけで見られた部分が、1番私どもが不満なところでございまして、どうして、いわゆる文化財という考え方がきちんと整理されなかったのかというのが非常に不満でございます。

ただ、今回もその分がまた、多分議論になってくるんでしょう。

そういったことをしっかり主張していただいて、結果をできるように、そして、早くこのことに決着をつけていければなという思いでございます。

しっかり裁判にあたっては、担当課それから弁護士さんとしてしっかり連携をとって、裁判にあたっていただきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会に当たって挨拶の申し出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本日提案いたしました、議案につきましては、全て承認、可決を頂きまして、誠にありがとうございます。

今少しご質問がありました、裁判につきましては、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、私どもの主張はきちんと主張していただけるような、いわゆる弁護をぜひお願いしたいなというふうに思っております。

冒頭、職員の話をしていただきました。我が町も職員、若返りが今どんどん進んでおりまして、平成生まれの職員が多分3分の1、4分の1ぐらいは、平成生まれの職員だろうと思っております。やはり若い職員は、若い考え方、バイタリティーはあります。

しっかりそこは生かして頂きたいと思っておりますけれども、やはりこれまで培ってきたそれぞれ時代の流れというものがああります。

そういった時代の流れの中で、今この町があるわけでございまして、そういったことをきちんと理解をした上で、これから先の職務にあたっていただきたいという話を常にやっているところでありまして、これからは、そういった姿勢をもとに、氷川町のために、しっかり頑張りたいと思っておりますので、皆さま方のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和7年第3回氷川町議会臨時議会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年6月6日 氷川町議会議長 米村 洋

令和7年6月6日 氷川町議会議員 西尾 正剛

令和7年6月6日 氷川町議会議員 木下 厚